

## 基本方針・施策の方向性(案)

1 「読書バリアフリー基本計画」(参考資料 2)で示された基本施策と地方公共団体で考えられる取組「読書バリアフリー法」に基づく国の「読書バリアフリー基本計画」で示された、地方公共団体の取組は以下のとおりです。

(1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

例) 公立図書館や点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実

例) 視覚障害等のある児童生徒・学生が在籍する学校の読書環境の保障

(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10 条関係)

例) サピエ図書館のサービスの周知

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11 条関係)

例) 特定書籍・特定電子書籍等(著作権法第 37 条により製作されるアクセシブルな書籍等)の製作ノウハウの共有等による製作の効率化

(4) 端末機器等・これに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(14 条関係・15 条関係)

例) 点字図書館等と公立図書館の連携によるサピエ図書館等の ICT を用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等支援

(5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17 条関係)

例) 司書、司書教諭・学校司書等の資質向上に資する研修等の実施

例) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

## 2 基本方針・施策の方向性(仮)

資料5で挙げられた課題と上記1を踏まえて、(仮)滋賀県読書バリアフリー計画の基本方針と今後取り組むべき施策の方向性を、仮に下記のとおりとしました。

(1) 書籍等の充実(そろえる)

アクセシブルな書籍等を充実させる(読書バリアフリー法9条、10条)

障害の状況によって利用しやすい書籍等の形態や利用方法は異なる。ニーズに合わせた読書ができるようにアクセシブルな書籍等を充実させる。

(2) 書籍等の提供(つなげる)

アクセシブルな書籍等の利用環境の整備(読書バリアフリー法9条、14 条)

アクセシブルな書籍等や読書を支援するサービスの周知と読書支援機器を利用の支援のため、公立図書館・視覚障害者センター・学校図書館や関係機関とも連携し、アクセシブルな書籍等の利用環境の整備に取り組む。

(3) 書籍等の活用支援(サポートする)

人材の育成および活用(読書バリアフリー法9条、10条、11条、15条、17 条)

アクセシブルな書籍等を円滑に利用できるように、利用支援に関する人材やアクセシブルな書籍等を製作する人材を育成する。